

大和高田市コミュニティ助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域コミュニティ活動の振興を目的として、一般財団法人自治総合センター（以下「センター」という。）が実施するコミュニティ助成事業として採択を受けた事業に対し、大和高田市コミュニティ助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、大和高田市補助金交付規則（平成12年規則第51号。以下「補助金交付規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体は、センターが定めるコミュニティ助成事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第4に規定する助成事業の実施主体であって、センターが市に対して助成を決定したものとする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、実施要綱第2に規定する助成事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、実施要綱第6に規定する助成対象経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、実施要綱に基づきセンターから市が助成を受ける額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、補助金交付申請書（補助金交付規則第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実施計画書（補助金交付規則様式第2号）
- (2) 収支予算書（補助金交付規則様式第3号）
- (3) 規約の写し
- (4) 申請を行う年度の前年度の事業計画書の写し
- (5) 申請を行う年度の前年度の収支予算書の写し
- (6) 見積書その他当該事業の実施に係る金額積算根拠の写し
- (7) 事業内容に係る資料
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、当該申請に係る書類の審査等により適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（補助金交付規則様式第4号）により申請団体に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、事業が完了したときは、補助事業実績報告書（補助金交付規則様式第7号）に次に掲げる書類を添えて速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績調書（補助金交付規則様式第8号）
- (2) 収支決算書（補助金交付規則様式第9号）
- (3) 支出報告書（補助金交付規則様式第10号）
- (4) 領収書の写しその他支払関連資料
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による書類の提出により実績報告を受けたときは、当該提出を受けた書類の審査又は必要に応じて行う現地調査等により事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（補助金交付規則様式第11号）により補助団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助団体は、補助金の交付の請求をしようとするときは、補助金交付請求書（概算払）（精算）（補助金交付規則様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成28年9月1日から施行する。